

(様式第 4 号別紙) 定款変更内容と変更理由

	変更前	変更後
定款の変更内容	(理事の職務) 第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたる時は、理事長が予め指名した順序により、その職務を代行する。 3. 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。	(理事の職務) 第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。<u>理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。</u> 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、又は理事長が欠けたる時は、理事長が予め指名した順序により、その職務を代行する。 3. 理事は理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
変更の理由	理事長以外の理事に代表権がないことを明らかにするために、その旨を明記する。	

定款の変更内容	(資産の構成) 第 31 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 ① 財産目録に記載された財産 ② 会費<u>収入</u> ③ 事業に伴う<u>収入</u> ④ 寄付金及び助成金 ⑤ 資産から生ずる<u>収入</u> ⑥ その他の<u>収入</u>	(資産の構成) 第 31 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 ① 財産目録に記載された財産 ② 会費<u>収益</u> ③ 事業に伴う<u>収益</u> ④ 寄付金及び助成金 ⑤ 資産から生ずる<u>収益</u> ⑥ その他の<u>収益</u>
変更の理由	法改正により、収支計算書が活動計算書にあらたまった関係で、「収入」を「収益」の表現とする。	

定款の変更内容	(収支予算及び決算) 第 34 条 この法人の事業計画及び<u>収支予算</u>は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。 2. やむを得ない理由により、事業年度開始までに、収支予算が決定されない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて<u>収入支出</u>を執行し、それによる<u>収入支出</u>は、成立した予算の<u>収入支出</u>とすることができる。 3. 予算には、予算超過又は予算外の<u>支出</u>に充てるため、予備費を設ける事ができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。 4. <u>収支決算</u>は事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び<u>収支決算書</u>とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。 5. 会計の決算上、剰余金が生じた時は、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。	(活動予算及び決算) 第 34 条 この法人の事業計画及び<u>活動予算</u>は、理事長が作成し、総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。 2. やむを得ない理由により、事業年度開始までに、収支予算が決定されない時は、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて<u>収益費用</u>を執行し、それによる<u>収益費用</u>は、成立した予算の<u>収益費用</u>とすることができる。 3. 予算には、予算超過又は予算外の<u>費用</u>に充てるため、予備費を設ける事ができる。予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。 4. <u>活動決算</u>は事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び<u>活動計算書</u>とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。 5. 会計の決算上、剰余金が生じた時は、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。
変更の理由	法改正により、収支計算書が活動計算書にあらたまった関係で、「収支予算」を「活動予算」に、「収入支出」を「収益費用」の表現とする。 なお、変更前の「収支決算書」は「収支計算書」の間違いであった。	

	変更前	変更後
定款の変更内容	(長期借入金) 第35条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の <u>収入</u> をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。	(長期借入金) 第35条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の <u>収益</u> をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を経なければならない。
変更の理由	法改正により、収支計算書が活動計算書にあらたまった関係で、「収入」を「収益」の表現とする。	

定款の変更内容	(定款の変更) 第37条 この定款を変更する時は、総会において正会員及び学生会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する <u>軽微な事項を除いて</u> 、所轄庁の認証を得なければならない。	(定款の変更) 第37条 この定款を変更する時は、総会において正会員及び学生会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を <u>変更する場合</u> 、所轄庁の認証を得なければならない。
変更の理由	法第25条が改正され、定款変更の届け出事項が拡大された。この中で、法の条文で使用されていた「軽微な事項」という文言がなくなったことにも対応して、条文を改める。	

定款の変更内容	(備付け書類) 第41条 主たる事務所には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。 2. 理事会は毎事業年度初めの3か月以内に、その前年度における下記の書類を作成し、これをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。 ①前年事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び <u>収支決算書</u> ②役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿） ③前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けた事がある者全員の氏名を記載した書面 ④前事業年度において、正会員又は学生会員であった10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面	(備付け書類) 第41条 主たる事務所には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かねばならない。 2. 理事会は毎事業年度初めの3か月以内に、その前年度における下記の書類を作成し、これをその翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。 ①前年事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び <u>活動計算書</u> ②役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿） ③前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けた事がある者全員の氏名を記載した書面 ④前事業年度において、正会員又は学生会員であった10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
変更の理由	法改正により、収支計算書が活動計算書にあらたまった。	